

令和元年12月23日

第5回福岡交通圏タクシー特定地域協議会の開催について

標記の協議会は、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成25年法律第83号)」に基づき、『福岡交通圏は、供給輸送力が輸送需要に対し過剰であり、供給輸送力の削減を行わなければタクシー事業の健全な経営を維持することが困難であるため、事業の適正化(供給過剰の是正)及び活性化(需要の拡大)を推進することが必要である。』として、特定地域に指定されたことに伴い、タクシー事業が地域の公共交通として、その機能を十分に発揮できるよう、事業の適正化及び活性化に向けた取組みについて、必要な協議を行なうために設立したものです。

現在、福岡交通圏内のタクシー事業者は、一部を除き平成28年10月開催の第2回特定地域協議会において策定した「特定地域計画」に基づき、タクシー事業の適正化及び活性化に取り組んでいます。

今般の協議会では、その取組み状況についてご報告させて頂くと共に、「公定幅運賃の範囲の変更」についてご意見を賜りたく、下記の通り開催する事といたしましたので、お知らせいたします。

なお、新たに当協議会の構成員として参画を希望される方は、開催日の30日前(令和2年1月7日)までに、下記の「問い合わせ先」までお申し出下さい。

記

1. 開催日時 : 令和2年2月6日(木)13:30～
2. 開催場所 : ソラリア西鉄ホテル福岡 (福岡市中央区天神2-2-43)
3. 予定する議題 (1)特定地域計画(活性化)の進捗状況について
(2)公定幅運賃の範囲の変更について
(3)その他

[問い合わせ先]

福岡交通圏タクシー特定地域協議会事務局

(一般社団法人福岡市タクシー協会 内)

担当: 森川

TEL:092-434-5100 FAX:092-434-5123

※ 福岡交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱第5条に基づき公表するもので、議題については、現時点で予定するものです。

当日の協議会では、内容の変更の可能性もございます。